

特定技能制度は、深刻化する**人手不足**に対応するため、**即戦力**となる**外国人**を受入れていくものです。

厚生労働省

介護



ビルクリーニング



経済産業省

工業製品製造業

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業



国土交通省

建設



造船・船用工業



自動車整備



航空



宿泊



鉄道



自動車運送業



農林水産省

農業



漁業



飲食料品製造業



外食業



林業



木材加工



特定技能外国人に対する支援の内容（特定技能外国人支援計画に基づく）

①事前ガイダンス	雇用契約締結後、入管への申請前に、労働条件・活動内容・入国手続き・保証金徴収の有無等について説明をします。
②出入国する際の送迎	入国時に空港等と事業所または住居への送迎をします。 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行をします。
③住居確保・生活に必要な契約支援	住居確保のための支援をします（連帯保証人・社宅の提供等）。 銀行口座開設やライフラインの契約の案内や手続き補助をします。
④生活オリエンテーション	日本の生活のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明をします。
⑤公的手続き等への同行	必要に応じて、住居地・社会保障・税などの手続きの同行や書類作成の補助をします。
⑥日本語学習機会の提供	日本語教室等の入学案内や、日本語学習教材の情報提供等を行います。
⑦相談・苦情への対応	職場や生活上の相談・苦情について、外国人が十分に理解できる言語で対応し、内容に応じた必要な助言・指導を行います。
⑧日本人との交流促進	自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等を行います。
⑨転職支援（人員整理等の場合）	受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先探し補助や求職活動を行うために必要な行政手続きの情報の提供等を行います。
⑩定期的な面談・行政機関への通報	支援責任者等が外国人およびその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報します。

特定技能外国人の要件

【技能水準】

特定技能1号技能測定試験等で確認

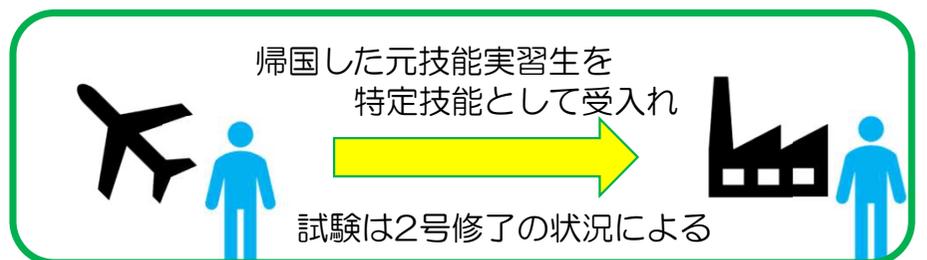
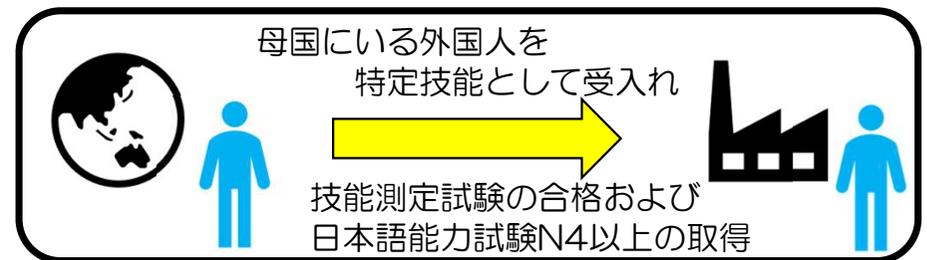
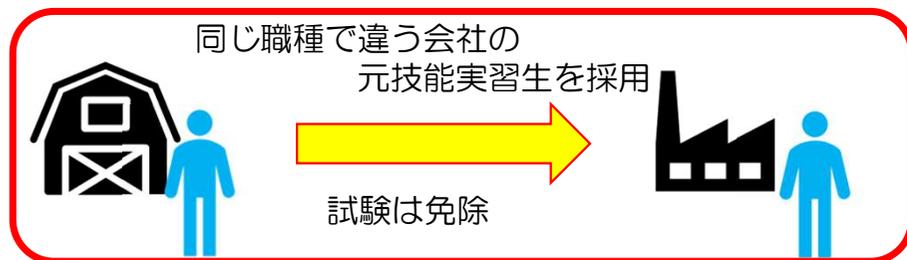
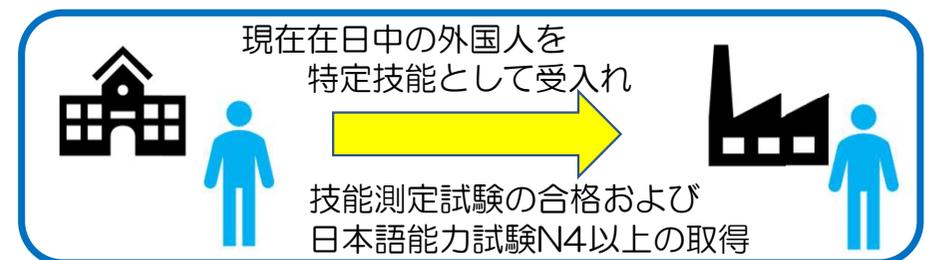
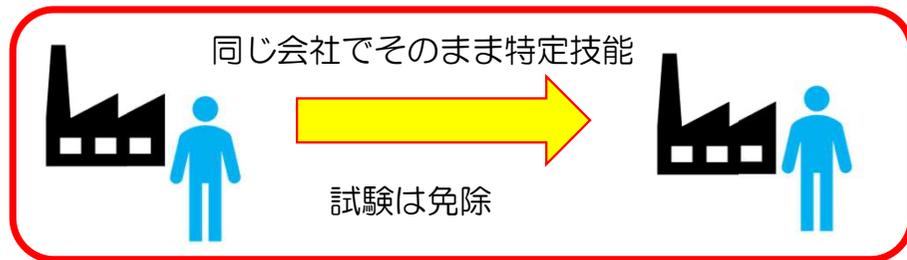
技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除

【日本語能力水準】

生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認

技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除

特定技能外国人受入れのパターン



特定技能外国人雇用の流れ

日本国内に在留する 外国人を採用するケース

「特定技能1号」への
在留資格変更許可申請
(許可まで1か月程度)

特定技能外国人の
支援計画を策定

- 登録支援機関との委託契約の締結
- 受入れ機関等による
事前ガイダンス実施
- 健康診断
- 特定技能外国人と雇用契約締結

外国人が試験に合格または
技能実習2号を良好に修了

特定技能外国人の要件 事前ガイダンス・雇用契約 (登録支援機関委託契約)

支援計画策定

入国管理局申請

特定技能外国人の
支援計画を策定

「特定技能1号」としての
在留資格認定証明書交付申請
(許可まで3か月程度)

↓
本国にてVISA申請
↓
入国

就労開始

外国人が試験に合格または
技能実習2号を良好に修了

- 登録支援機関との委託契約の締結
- 受入れ機関等による
事前ガイダンス実施
- 健康診断
- 特定技能外国人と雇用契約締結

海外から来日する 外国人を採用するケース